【仮訳】

人権理事会

恣意的拘禁作業部会

恣意的拘禁作業部会により採択された第81回セッション(2018年4月17日から26日)における意見

Ｎ氏(作業部会はＮ氏の氏名を認識している)(日本)に関する意見No.8/2018

1　恣意的拘禁の作業部会は、人権委員会の決議1991/42により設立された、これは、決議1997/50によりその任務が拡大されかつ明確化された。国連総会決議60/251及び人権理事会決議1/102により、理事会はその任務を引き継ぎ、そして最近では、2016年9月30日の決議33/30において3年間の任務の延長を行った。

2　作業規則(A/HRC/36/38)にしたがい、2017年12月21日に作業部会は日本政府に対して、Ｎ氏に関するコミュニケーションを送付した。日本政府は、期限に遅れて2018年4月6日にコミュニケーションに対する回答を行った。当該国は自由権規約の加盟国である。

3　作業部会は以下の場合、自由の剥奪が恣意的であると判断する。

(a)　自由の剥奪を正当化する法的根拠が明らかに見つからない場合(刑期満了後、または恩赦法が適用されたにもかかわらず引き続き拘禁されている場合など)(カテゴリーⅠ)

(b)　自由の剥奪が、世界人権宣言第7条、13条、14条、18条、19条、20条、21条によって、及び締約国の場合には国際人権自由権規約第12条、18条、19条、21条、22条、25条、26条、27条によって保障された自由の権利行使に由来する場合(カテゴリーⅡ)

(c)　世界人権宣言及び当該締約国が受け入れた関連の国際法律文書で規定されている「公正な裁判を受ける権利」に関連する国際規範の全体または、部分的不遵守が、自由の剥奪に恣意的性格を与えるほど重大である場合(カテゴリーⅢ)

(d)　亡命希望者、移民または難民が、行政または司法の審査、救済の可能性がなく、行政により長期的監禁を受けている場合(カテゴリーⅣ)

(e)　自由の剥奪が、出生、国、民族、社会的起源、言語、宗教、経済状況、政治的または他の意見、性別、性指向、もしくは障害、その他社会的身分に基づく差別として国際法違反を構成し、それが人権の平等を没却することを目的とするものもしくは没却する結果となる場合(カテゴリーⅤ)

**申立て**

情報提供者からのコミュニケーション

【パラグラフ4から24まで省略】

**政府からの回答**

25　2017年12月21日、作業部会は情報提供者からの本申し立てを日本政府に対して送った。作業部会は日本政府に対して、2018年2月20日までに、Ｎ氏の現状に関する詳細情報と情報提供者の主張に対するコメントについて回答するように求めた。

26　2018年3月6日に、作業部会は日本政府から、期限の延長を求める連絡を受けた。作業部会は、作業規則パラグラフ15と16にしたがって、期限の延長を要求するのは作業部会が設定したオリジナルの期限までに行われなければならないことに言及する。本件の場合、提出期限延長の要求は、2018年2月20日の2週間後になされ、したがって否定された。

27　日本政府はそれにもかかわらず、2018年4月6日に回答を提出した。これは、6週間遅れたものであり、作業部会は日本政府が示す期限内に提出されたものであっても、受け取ることはできない。

**検討**

28　日本政府から適切な時機に回答がなかったので、作業部会は作業規則パラグラフ15にしたがって、本意見を出す。

29　作業部会は、法理論上のものとして、証明の問題に関する手法を確立している。情報提供者が、恣意的拘禁を構成する国際法の違反について一応確からしいものであるとレベルの主張を行った場合、もし政府がそれを否定したいのであれば、証明責任は政府にある(A/HRA/19/57,パラグラフ68参照)。本件の場合、日本政府は、情報提供者からなされた信用できる一応確からしい主張に関して反論を述べないという選択肢を取った。

30　まず、作業部会は、情報提供者と政府からのコミュニケーションの扱いについての手続規則が作業規則(A/HRC/36/38)に記されており、当事者が適用可能であると考える他の国際的規定によらないことを強調しておきたい。この関連で、作業部会は、当該国において国内救済を尽くさない限りコミュニケーションの検討が行えないなどという規則がその作業規則に存在しないことを明確に指摘する。したがって情報提供者には、作業部会に通報する前に、国内救済手続きをすべて尽くさなければならない義務は存在しない[[1]](#footnote-1)。

31　作業部会はＮ氏が当初、2017年7月19日に店からの缶入り炭酸飲料の窃盗未遂で警察につかまったことに言及する。この事件の際に、Ｎ氏と店員、Ｎ氏と警察の間で口論などがあったとは指摘されていない。つまり、当時病的なエピソードにＮ氏が苦しんでいたとか、彼が凶暴だとかいった主張はなかった。また作業部会は、日本政府は反論する機会があったのに、これを行わないことを選んだと指摘しておく。

【パラグラフ32から37まで省略】

38　作業部会はさらに以下のように強調したい。いかなる拘禁であれ、精神科病院における拘禁でも自由権規約9条の基準を充たすものでなければならない。作業部会は自由を剥奪されたすべての人が法廷に救済とその手続きを求める際の基本的原則とガイドライン(Basic Principles and Guidelines on Remedies and Procedures on the Rights of Anyone Deprived of Their Liberty to Bring Proceedings before a Court)という文書の中で、障害を有している人がいかなるプロセスにおいても、自由を剥奪される場合、その人は、他者と平等であり、国際人権法に従った権利を保障されるべきであると指摘している。そこでは、自由に対する権利と安全、合理的配慮、人道的な扱いが障害を有する人の権利に関する最高レベルの国際水準の諸目的と諸原則にしたがったものとして含まれる。適正手続きの保障を備えたメカニズムが、特定され、自由で情報を与えられた上での同意なくして自由を剥奪している状況をレビューするためのものとして確立されるべきである[[2]](#footnote-2)。

39　作業部会はそのようなすべての適正手続がＮ氏の非自発的入院との関係で欠けていたと判断し、これは自由権規約9条に違反すると考える。

40　作業部会は前述の救済における基本原則とガイドラインを想起し、裁判所に拘禁の適法性に関して訴えることがそれ自体人権であり、これは、民主主義社会において正統性確保のための基本である[[3]](#footnote-3)。その権利は、事実上、国際法上の強行規範であって、すべての拘禁に対して適用されるものであり[[4]](#footnote-4)、いかなる状況下の自由剥奪についても同様であり、刑事手続のため拘禁する場合のみではなく、行政上あるいは他の分野の法律により拘禁される場合、軍事的拘禁、保安処分、対テロ対策で拘禁される場合、強制的な医療施設、精神科施設への拘禁、移民の拘禁、外国人の引き渡し、恣意的な逮捕、軟禁、独居拘禁、放浪者や薬物依存症者の拘禁、そして教育目的での子供の拘禁も含まれている[[5]](#footnote-5)。さらに、これは場所や法規で用いられている法律用語に関わらず適用される。すべての自由の剥奪は、効果的な司法の監視のもとになければならない[[6]](#footnote-6)。

【パラグラフ41から42まで省略】

43　作業部会は、2017年7月19日のＮ氏の自由の剥奪とそれに続いた拘禁は恣意的なものであり、国内法にしたがったものではなく、法的根拠を欠き、そして適正手続きを欠きまたＮ氏が拘禁に関して申し立てをする機会がなかったものとして[[7]](#footnote-7)、カテゴリーⅠに該当すると判断する。

44　情報提供者は、本件のＮ氏の拘禁が、カテゴリーⅤにも当たると指摘している。これは、彼の非自発的入院が精神障害に基づく差別であることを理由とするものである。作業部会は、日本政府から適切な時機に回答がなされなかったことを指摘しておく。

45　また作業部会は、日本が2014年1月20日から障害者権利条約の締約国であることを指摘する。作業部会は条約14条に規定されているように、障害に基づいて自由を剥奪することは、条約に違反することを繰り返し指摘する[[8]](#footnote-8)[[9]](#footnote-9)。さらに、作業部会は、救済における基本原則とガイドラインで指摘しているように、機能障害を理由とした非自発的入院と勾留は禁止されるべきなのである[[10]](#footnote-10)。

46　作業部会は再度、以下の点を強調したいと思う。Ｎ氏は当初、炭酸飲料1缶の窃盗未遂という軽い犯罪で拘禁された。彼を拘禁する際、またその前において、彼を拘禁しないと自己または他者に対する害が及ぶことの証拠はなかった。その後の彼の〇〇病院への移送は、最初の窃盗未遂との関連がなかった。したがって、作業部会は、Ｎ氏の自由の剥奪が、純粋に、彼の精神障害に基づいてなされたものであると考え、そしてこれが差別であることが明らかだと考える。したがって、作業部会はＮ氏の拘禁とそれに続く〇〇病院での拘禁、△△病院での拘禁は差別に当たり、カテゴリーⅤに該当すると指摘する。

47　また作業部会は本件に関してさらに検討をすすめるため、障害者の権利の特別報告者と達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利に関する特別報告者に対して、本件事案を伝える。

48　作業部会は、恣意的な自由の剥奪について重大な懸念を持っていることを宣言していることについて、日本政府と建設的に検討する機会があれば歓迎することを言及しておきたい。訪問の可能性に関してさらに議論するため国際連合日本政府代表部と共に開いた会合を通して2016年11月30日に、作業部会は日本政府に対してカントリービジットを行えるようにすることを求め、日本政府の関与を歓迎している。また、2018年の2月2日に、作業部会は、さらに日本政府に対して、カントリービジットを行えるように求め、国際連合の特別手続に関する協調を高める意思の表れとして日本政府から肯定的な回答が得られることを望んでいる。

**検討結果**

49　前述の観点から、作業部会は以下の意見をだす。

50　Ｎ氏の自由の剥奪は、世界人権宣言2、3、6、7、8、9条そして自由権規約2、9、16、26条に違反し、恣意的拘禁にあたり、カテゴリーⅠとⅤに該当する。

51　この意見の結果、作業部会は日本政府に対して、Ｎ氏に関する状況を改善するための必要な措置を遅滞なくとること、そしてそれが、世界人権宣言や自由権規約を含む拘禁に関する国際規範に示される基準や原則に合致するようにすることを求める。

52　作業部会は、本件のすべての状況を考慮し、Ｎ氏を直ちに解放すること、そして国際法に従って、必要な補償または賠償について実効性ある権利を付与するべきと指摘する。

53　作業部会は日本政府が、Ｎ氏の恣意的な拘禁に関する状況に関する徹底的な調査、そして独立機関による調査が行われるようにし、そして彼の権利を侵すものを取り除くため適切な措置を取るべきと指摘する。

54　作業規則パラグラフ33(a)にしたがって、作業部会は障害者の権利に関する特別報告者と達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利に関する特別報告に対して本件事案を通報する。

**今後の手続き**

55　作業規則パラグラフ20に従って作業部会は情報提供者と政府に対して、本勧告で示されたものに関してなされた行動について情報を提供することを求める。それには以下事項が含まれる。

(a)　Ｎ氏が解放されたかどうか、もし解放されたのなら、いつ解放されたか

(b)　Ｎ氏に関して補償または賠償がなされたか

(c)　Ｎ氏の権利剥奪に関して調査がなされたか、なされたならその結果

(d)　法改正または法の運用について、本件で示された国際基準に従う形で何らかの改革がなされたか

(e)　本件の意見にしたがった措置として何かなされたか

56　作業部会は、日本政府が、作業部会に対して本意見の内容を実施するにあたって困難があるようなら、また技術的援助が必要かどうか、例えばカントリービジットが必要であるかなどの情報を提供するように促す。

57　作業部会は、情報提供者と日本政府に対して、上記の情報をこの意見が送付後6か月以内に送ることを求める。しかしながら、作業部会は新しい問題が本件に関して生じたときに行動をとることができることをここに留保しておく。そのような行動として人権理事会に対して、この勧告の実施に関しての情報、また行動をとらなかったことに関する報告がなされうる。

58　日本政府は、すべての取りうる手段をとって本意見を利害関係人に対して広めるべきである。

59　作業部会は、人権理事会が、すべての国家に対して、作業部会と協調すること、その見解に対して配慮をすること、そして必要な場合には、自由の恣意的な剥奪状況を改善するための措置をとること、執られた措置について作業部会に対して通知することなどを各国家に対して求めていることを想起する[[11]](#footnote-11)。

［2018年4月19日採択］

1. 例えば、意見No.38/2017; No.19/2013そしてNo.11/2000を参照。 [↑](#footnote-ref-1)
2. A/HRC/30/37パラグラフ104-105を参照。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 同上、パラグラフ2と3。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 同上、パラグラフ11。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 同上、パラグラフ47（a）。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 同上、パラグラフ47（b）。 [↑](#footnote-ref-6)
7. Opinion 68/2017を参照。 [↑](#footnote-ref-7)
8. A/HRC/36/37パラグラフ５５参照、opinion68/2017参照。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 人権理事会の個人の自由と安全に関するgeneral comment No.35(2014)パラグラフ19参照。 [↑](#footnote-ref-9)
10. A/HRC/30/37パラグラフ103参照。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 人権理事会決議33/30パラグラフ３と７を参照。 [↑](#footnote-ref-11)